

KNC NETWORK NEWS

2018年4月21日 発行

経営一言: 今日一日をやり抜く。終えんは決めたくない。終わりはいずれくるでしょう。(三浦 知良 プロサッカー選手)

ー所長コメント: 今を全力投球すること。今の延長が未来となり、未来を形造ることとなる。その未来もいずれは、“終(つい)の世界”となる。そして事業承継、引継ぎ、相続となっていく。今の自分の「立ち位置」をわきまえることが大切。ー



(有)北野財経システム
税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島 7-1-26
オリエンタル新大阪ビル 707号
TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851
http://kncc.co.jp

気になる記事: 介護保険料、止まらぬ上昇。自治体の8割上げ、健保も3割。

介護保険料の引き上げが広がっている。65歳以上の介護保険料は8割の市区町村で上がった。現役世代が加入する企業の健康保険組合では、全国の約1400組合のうち3割が2018年度に保険料率を引き上げた。介護給付費は過去10年間で57%増え、医療費の伸びを大きく上回る。介護保険制度の維持には給付抑制が課題だ。65歳以上の介護保険は市区町村や広域連合が運営する。保険料は介護サービスに必要な費用の見直しなどをもとに自治体が3年ごとに見直す。

マイカー通勤、合理的経路なら手当は非課税に 《税務》

毎日の通勤にかかる費用は、通勤手当や定期券として給与に加算して支給されます。ただ、これらの費用は「合理的な運賃等の額」の範囲内であれば課税されないことになっており、1カ月当たりの非課税限度額を超えなければ源泉徴収の対象にはなりません。ここで気になるのが、この非課税限度額はどのように定められているのかということです。電車やバスなどの公共交通機関のみを利用している時の非課税限度額は、通勤のための運賃・時間・距離などの事情に照らして、最も経済的かつ合理的な経路および方法で通勤した場合の通勤定期券などの金額とされています。なお、その金額は、2016年度税制改正で10万円から15万円に引き上げられています。

また、遠距離通勤者が新幹線を利用した場合の運賃も、「経済的かつ合理的な方法」であれば限度額までは非課税対象となります。ただしグリーン車料金まで非課税にするほど甘くはありません。

マイカーや自転車のみで通勤している人も、ガソリン代や駐車場代について非課税限度額が設けられています。片道の通勤距離に応じてそれぞれ定められていますが、電車やバスを利用して通勤していると見なしたときの定期券1カ月分の金額が、それぞれの限度額を超えるときはその定期券の金額が限度額になります。この場合、他に利用できる交通機関がなければ15万円を限度として通勤距離に応じたJRの地方交通線の通勤定期券1カ月当たりの金額で判定することも可能です。なお、これら通勤手当は労働基準法上の賃金にあたるため「通貨払い」が原則ですが、従業員の過半数で組織する労働組合と協定を結べば、現物(定期券)で支給することも認められています。

会社の寄付金 《税務》

全額損金にできる寄附金は、国・地方公共団体や財務大臣が指定した団体への寄附金に限られます。政党や政治資金管理団体などの「政治団体」への寄附金は一定額までしか損金にできません。

損金にできる上限は法人の資本金額や所得に応じて変動し、その計算方法は、 $\{資本金等の額 \times (当期の月数 \div 12) \times (2.5 \div 1000) + 所得の金額 \times (2.5 \div 100)\} \times 0.25$ です。

法人税法上の寄付とは、金銭の贈与だけではなく、資産や経済的な利益の贈与・無償供与も含まれます。例えば時価と比べて低い金額で資産を譲るとその差額が寄付金です。また、回収の可能性がある債権を放棄すると、利益供与の意図がなくとも税務上では寄附金となり、全額は損金とはなりません。

消費税の還付請求は慎重に 《税務》

税務当局は消費税の調査にこれまで以上に力を入れていきます。悪質な不正還付やミスが絶えないためです。実に調査に入ったほぼ半数がミスをしているといいます。特に、消費税の還付は、国側からすればせっかく集めた税金を持っていかれる制度なだけに、税務署のチェックも厳しくなります。還付申告の際には一分の隙もないように気を付けたいものです。

消費税の還付申告では、「消費税の還付申告に関する明細書」を作成することになります。この明細書には、還付になった「主な理由」を書き込む欄があります。「固定資産の購入」か免税取引の割合が高い「または」「その他」を選ぶこととなりますが、「その他」の場合、空欄のまま出すと、必ずといっていいほど税務署側の入念なチェックを受けることとなります。税務署の照会を求められたとき、あいまいな理由や空欄ではスムーズに還付が受けられない可能性があります。気になるのは、この還付申告による税務署側からの接触です。本格的な政務調査になってしまう場合と、簡単な書類チェックだけで済んでしまう場合があります。還付がすんなり受けられたからといって油断は禁物です。還付後に税務調査になるケースも多々あります。

税務調査に発展するかどうか、前回調査を受けてからの間隔と、還付の額によるところが大きいですが、還付の理由に関する請求書などはすぐに示せるようにしておくことが肝要です。還付額が大きければ、会社の資金繰りに充てたいところです。その際には早いめの申告を心掛けたいです。

立地条件と地価 《経営》

平成30年1月1日現在の公示地価が発表されました。それによると、商業地は最高額地点が5,550万円/㎡、最低額地点が1万円未満/㎡であった。その差は、その土地の収益力・利便性・人口密度等の要素が大きいのでしょう。その土地にどんな利用価値があるか、一般に商売人は立地条件を検討して選定します。その価値は地価に比例するものではありません。扱う商品サービスの価格水準・品揃えや店舗構造・接客法等が、その商圏の需要と調和していることが重要です。

司馬遷『史記』の李斯列伝(李斯くりし)は秦国宰相は、人の賢と不賢は、たとえば鼠のように、ただいる場所のちがいによるだけだ。

商売上、良い立地とは、大体次のとおりです。(1)その場所の周囲に、当店のお客になりそうな人が多く住んでいる(2)当店に来やすいように、道路・鉄道等が整備されている(3)当店の近くに、人の集まる施設(駅・学校・事業所等)が沢山ある。